

多賀城市空き家バンク Q & A
 ≪空き家を買う（借り）たい方≫

質問	回答
Q 1 空き家バンク利用登録料は必要ですか？	A 1 空き家バンクの利登録は無料です。空き家の売買、賃貸借契約の段階で協力事業者（不動産業者）に対して、法律により定められた不動産仲介手数料が必要となります。
Q 2 空き家バンク利用登録するには、どのような書類が必要ですか？	A 2 「多賀城市空き家バンク利用登録申込書」（様式第 7 号）と「誓約書」（様式第 8 号）の提出が必要です。 提出添付書類は下記のとおりです。 ①本人確認書類（運転免許証等）の写し ②市区町村税納税証明書（市区町村民税に滞納がないことの証明・多賀城市は完納証明）
Q 3 空き家バンク利用登録までの手続きはどうなりますか？	A 3 空き家バンク利用登録申込書の提出後 ①関係書類の確認 ②関係機関に暴力団等関係者の有無を照会 ①②の内容確認後利用登録となりますので、提出後 2 ～ 3 週間程度の期間を必要とします。
Q 4 直接交渉したいので、空き家の所有者を教えてくださいののですが？	A 4 空き家の所有者情報は、空き家バンクに利用登録した人以外には教えることはできません。また、契約交渉は物件を担当する協力事業者が行いますので、個人での直接交渉は認めていません。
Q 5 物件の詳細確認、交渉する手続きはどのようになるのでしょうか？	A 5 ホームページ等で閲覧した物件の中で、具体的に確認や交渉したい物件があった場合、「多賀城市空き家バンク利用登録申込書」（様式第 7 号）と「誓約書」（様式第 8 号）を提出していただき、利用登録する必要があります。 この申請に基づき、市が該当する物件の協力事業者（不動産業者）に連絡し、協力事業者が空き家利用登録者（利用者）の日程調整などを行い、物件見学を行います。 なお、交渉に関して市は関与しませんので、物件の協力事業者（不動産業者）の仲介により契約などを実施することとなります。
Q 6 ホームページで気になる物件があったので、利用登録前に外観だけでも見たいのですが、空き家の住所を教え	A 6 空き家住所は所有者の方の個人情報となりますので、ホームページに掲載している以外の情報については、利用登録前にお教えすることができません。

ていただけますか？	
Q 7 空き家バンク利用登録の有効期間は何年ですか？	A 7 利用登録の有効期間は２年間となります。 有効期間内にご希望の物件が見つからなかった場合には、再登録も可能です。
Q 8 登録の内容に変更がある場合や登録を取り消したい場合は、どうすればよいのですか？	8 登録に変更がある場合には、「多賀城市空き家バンク利用登録事項変更届」（様式第１０号）を市に提出してください。 また、登録を取り消す場合には、「多賀城市空き家バンク利用登録抹消届」（様式第１１号）を提出してください。
Q 9 空き家バンクで空き店舗は紹介してもらえますか？	A 9 空き家バンクでは、店舗付住宅（併用住宅）であれば、登録されている物件の範囲内で紹介が可能です。